

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第417号  
平成26年10月29日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

地方自治法施行令の改正に伴う公共事業等からの暴力団排除対策の推進について  
今般、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）が改正され、  
入札参加資格に暴力団排除規定が導入された。これを受け、今後、地方公共団体における  
暴力団排除活動の更なる進展が期待されることから、各都道府県警察にあつては、これまで  
以上に地方公共団体との連携を強化し、公共事業等からの暴力団排除対策の積極的な推進  
を図られたい。

なお、別添のとおり、総務省自治行政局長から各都道府県知事、各都道府県議会議長、  
各指定都市市長及び各指定都市議会議長宛に「地方自治法施行令の一部を改正する政令等  
の公布及び施行について（通知）」（平成26年10月29日付け総行行第234号、総行市第231  
号）が発出されていることから参考とされたい。

## 記

### 1 施行令の改正

平成24年8月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）の改正により、同法第32条第1項に「国及び地方公共団体の責務」として、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずることが明記されたことを受け、施行令を所管する総務省において、施行令第167条の4第1項「一般競争入札の参加者の資格」に規定する「一般競争入札に参加させることができない者」に「暴対法第32条第1項各号に掲げる者」を追加する改正を行ったもの。

#### ※ 地方自治法施行令第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

### 2 各都道府県警察における対応

施行令改正により、入札参加者からの暴力団員等の排除が、全国的・統一的に行われることとなったことから、各都道府県警察にあつては、地方公共団体の入札担当部局に

対して、入札排除措置に関する助言等を適切に行うとともに、情報提供に関する合意書等の締結に向けた協議を速やかに進めるなど、緊密な連携を図ること。

### 3 参考事項

改正施行令は、本日公布、11月1日施行予定である。

別添

総行行第234号  
総行市第231号  
平成26年10月29日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長  
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成26年政令第344号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号。以下「改正令」という。）並びに自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第82号。以下「改正省令」という。）は、本日公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第1条第1号に掲げる規定、改正令及び改正省令は、平成26年11月1日から施行することとされました。

改正法の内容、留意事項等については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成26年5月30日付け総行行第87号・総行住第51号・総行市第179号各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長及び各指定都市議会議員あて総務大臣通知）により示したところですが、改正令及び改正省令の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第6項の規定に基づく競争入札の参加者に必要な資格を改めたものです。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 連携協約制度の創設に関する事項

#### 1 地方自治法施行令の改正

- (1) 法第252条の2第7項の規定により処理方策（法第251条の3の2第1項に規定する処理方策をいう。以下同じ。）の提示を求める旨の申請をした普通地方公共団体は、法第252条の2第7項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならないものとされたこと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第174条の8第1項関係）
- (2) 総務大臣又は都道府県知事は、法第251条の3の2第1項の規定により自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとしたときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である普通地方公共団体にこれを通知しなければならないものとされたこと。（令第174条の8第2項関係）
- (3) 総務大臣又は都道府県知事は、法第251条の3の2第2項の規定により処理方策の提示の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならないものとされたこと。（令第174条の8第3項関係）
- (4) 総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めることができるものとされたこと。（令第174条の8第4項関係）

#### 2 自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令の改正

- (1) 法第252条の2第7項の文書には、①紛争の当事者、②処理方策の提示を求める事項、③紛争の経過を記載しなければならないものとされたこと。（自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令（平成21年総務省令第14号。以下「省令」という。）第42条関係）
- (2) 代表自治紛争処理委員は、処理方策を定めるための審議の期日及び場所を定めるほか、必要があると認めるときは、当該審議の期日及び場所を変更することができるものとされたこと。（省令第43条関係）
- (3) 当事者は、代理人を選任又は解任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならないものとされたこと。（省令第44条関係）
- (4) 当事者が出席する処理方策を定めるための審議は、自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開するものとされたこと。（省令第45条関係）
- (5) 代表自治紛争処理委員は、処理方策を定めるための審議の期日における秩序

の維持を行うほか、処理方策の提示の手續の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができるものとされたこと。（省令第46条関係）

- (6) 自治紛争処理委員は、処理方策の提示を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができるものとされたこと。（省令第47条関係）
- (7) 自治紛争処理委員は、法第251条の3の2第4項及び省令第47条の規定により情報の収集を行うときは、処理方策を定めるための審議の期日外においてもこれを行うことができるものとされたこと。（省令第48条関係）
- (8) ①当事者が出席する処理方策を定めるための審議の公開の決定、②参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとされたこと。（省令第49条関係）

## 第2 一般競争入札の参加者の資格に関する事項

- (1) 一般競争入札に参加させることができない者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を加えるものとされたこと。（令167条の4第1項第3号関係）

地方公共団体の契約担当部局においては、あらかじめ当該地方公共団体の区域を管轄する警察当局と調整の上、一般競争入札に参加しようとする者が上記に該当するか否かを照会する手續を定めるなどにより不適格者の確実な排除を行うこと。

なお、警察庁刑事局組織犯罪対策部から警視庁及び各道府県警察本部に対しても、上記の制度改正の趣旨を踏まえ、地方公共団体と連携して入札からの暴力団員等の排除を積極的に推進するよう通知が発出されているので参照されたい（別紙）。

- (2) 普通地方公共団体が、一般競争入札等に参加しようとする者を入札に参加させないことができる要件として、契約の履行に当たり、故意に工事又は製造を粗雑に行ったと認められるときのほか、その他の役務を粗雑に行ったと認められるときを加えるものとされたこと。（令第167条の4第2項第1号関係）
- (3) 普通地方公共団体は、一般競争入札等に参加しようとする者が、契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったと認められるときは、その者を入札に参加させないことができるものとされたこと。（令第167条の4第2項第6号関係）

## 第3 その他の事項

改正法の施行に伴い、所要の規定の整備が行われたこと。

## 第4 施行期日

改正令及び改正省令は、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成26年11月1日）から施行するものとされたこと。（改正令附則第1条、改正省

令附則第1項関係)

第5 改正令の経過措置に関する事項

- (1) 第2(2)に関する規定は、一般競争入札等に参加しようとする者が改正令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の事実により当該規定に該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により改正令による改正前の令第167条の4第2項第1号の規定に該当すると認められる者については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正令附則第2条第1項関係)
- (2) 第2(3)に関する規定は、一般競争入札等に参加しようとする者が施行日以後の事実により当該規定に該当すると認められるときについて適用するものとされたこと。(改正令附則第2条第2項関係)